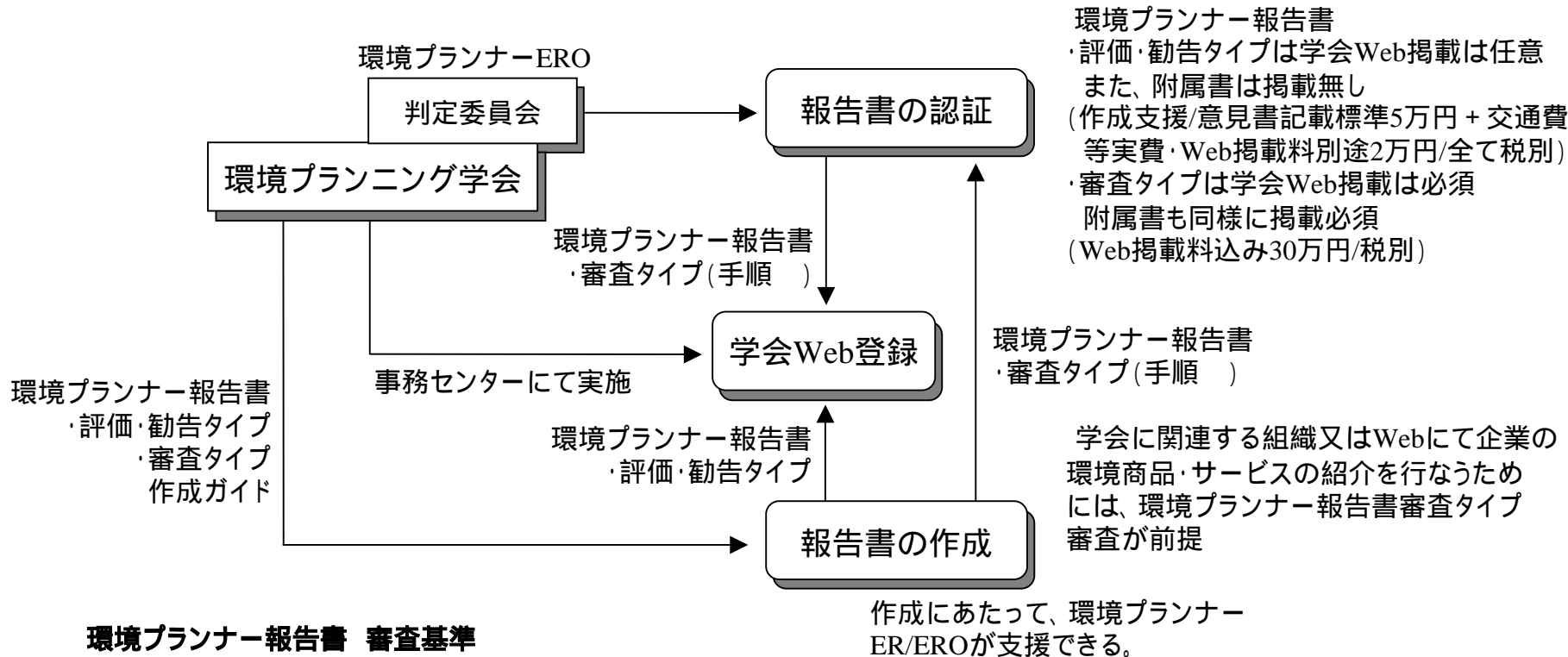


環境プランナー報告書審査タイプ 制度概要



環境プランナー報告書 審査基準

1. 報告書及び附属表に記載すべき要件を満たしていること
2. 報告書及び附属表を、環境プランニング学会Webにて公表できること(附属表数値の公表に新規性があるため)
3. 環境方針及び目標が設定され、これに対応して取り組みを行っていること
4. 事業と環境活動との整合がとれていること

審査の手順

1. 書類審査
2. 判定委員会において、問診で確認(審査を申込む企業の経営者、担当者又は当該企業の環境プランナー報告書に意見書を記載した環境プランナーER/EROに対し問診を行なう)

環境プランナー報告書における意見書及び審査は、企業における環境配慮取り組みに付き、評価できる点と課題と思われる点を報告及び記載されている附属書の数値に漏れが無いかなどを確認し審査することであり、記載内容・記載数値の保証及び当該企業の商品・サービスの環境性能等の保証を目的としているものではありません。